

(ジ) 私立圖書館にして大藏大臣の指定するものに於て直接その用に供する家屋  
 (チ) 民法第三十四條の規定により設立したる法人その他營利を目的としない法人に於て事務  
 所の用に供するか直接に公益の用に供する家屋で大藏大臣の指定するもの  
 (リ) 一時の使用に供する家屋  
 都道府縣別被害額の算定

(1) 戦災建築物の戸數 (参考)

戦災復興院の公表したものであつて、之には家屋税法の適否に拘わらず全戸數を含んで居る  
 (官公私有をも含む)

(2) 戦災建築物の床面積

大藏省主税局の所管する昭和二十一年度迄の家屋税法、二十二年度分は家屋臺帳法による「家  
 屋統計」中、昭和二十一年及二十二年一月一日現在の統計について戦時災害國稅減免法施行  
 規則第八條適用家屋の床面積を採用した。但し次に記す都及縣は稅務署燒失のため妥當を缺  
 くので出來得る限りの資料により推計した。

東京都、青森、宮城、秋田、栃木、千葉、神奈川、愛知、富山、鳥取、島根、岡山、福岡  
 及長崎の各縣

(3) 坪當り被害價格

昭和二十一年度の財産稅の家屋評價方法を参照し戦災建築物の平均賃貸價格に財産稅の家屋  
 評定倍數をかけ更に昭和二十一年三月(財産稅の評價基準)と昭和二十年八月の日銀卸賣物  
 價指數の比〇・三四五をかけて終戦時價格に換算した。尙平均賃貸價格及倍數は次の様にし  
 て求めた。

(イ) 平均賃貸價格

昭和二十一年「家屋統計」より昭和二十年一月一日現在の床面積及昭和二十年の終戦迄  
 の増加床面積を推計して二十年八月十五日現在豫想床面積を求め、之に昭和十九年一月  
 一日の平均賃貸價格を其の後終戦迄の建築事情より修正したものをかけて同日の豫想賃  
 貸價格を推定した。之より大藏省主税局に於て集計した昭和二十年八月十六日現在の床  
 面積及賃貸價格を夫々差引きその差額の床面積及賃貸價格より平均賃貸價格を求め、之  
 を差額の大部分を占める戦災建築物の平均賃貸價格とした。但し次に記す府縣は建築物  
 の被害が少いか或は特定の都市であるため大藏省主税局「財産稅評價關係通牒集」及び各  
 財務局より市區及郡毎に報告された評定見込額を参照した。

京都府、青森、宮城、秋田、山形、新潟、滋賀、鳥取、島根、佐賀、大分の各縣尙愛  
 知及靜岡縣は差額の中戦災に對し震災が大きな比率を占めるのでそれを考慮した。

(ロ) 倍數

前項の「財産稅評價關係通牒」及各財務局より市區及郡毎に報告された評定見込倍數を  
 参照し、前者より各縣の市部の倍數をとり、それによることが不適當であるものは後者  
 の特定の都市の倍數をとつた。但し、東京都及大阪府は中心地區の賃貸價格が極めて高  
 いため、總平均の倍數をとらず中心地區を考慮して倍數を求めた。

(4) 被害額

求められた戦災建築物の床面積(單位坪)に坪當り被害價格をかけて算定した。その結果は  
 次表に示す通りである。

(備考) 一、耐火建築物の被害は戦災復興院の調査によれば工場二三三、五千坪、其他二八五、一坪であり之等の減價を  
 五〇%とすれば一三三、八千圓の被害額の減少となる。

二、半焼壊建築物は滅失して居らない爲家屋税減免の適用を殆ど受けて居らないから、半焼壊戸數に平均坪數を  
 かけその減價を七〇%とすれば一四八千圓となりそれだけ被害額の増加となる。  
 三、前二項の結果耐火建築物と半焼壊建築物の被害額は増減なしと考えられ、府縣別に或は用途別に分類するこ  
 とは殆ど不可能な爲除外して計算した。  
 一般私有建築物被害内譯(都道府縣別)

都道府縣	被災戸數(戸)	被災床面積(坪)	坪當單價(円)	被害額(千円)
北海道	六、八四一	三三六、八八〇	一五四	三六、四八〇
青森	一六、二四七	四一七、〇七五	一四	四七、五四七
岩手	五、七七三	一〇八、五四六	二二九	一四、〇〇二
宮城	一二、八〇三	三二四、四九〇	一四一	四五、七五三
秋田	一八一	三、四三八	一二四	四二六
山形	一一七	二、五六三	九三	二三八
福島	一、九二七	六八、一六九	一一三	七、七〇三
茨城	二九、三二九	四四四、九七四	一三五	六〇、〇七一
栃木	一一、五九二	三〇、〇六〇	一四一	四二、三〇八
群馬	一五、二九四	三六〇、五三九	一四五	五二、二七八
埼玉	三、九四一	一二七、二六三	一〇三	一二、九八一
千葉	二二、〇三〇	三四〇、五四一	一三一	四四、六一一
東京都	七六九、〇四九	一五、七一九、九二二	三一	四、八八八、八九六
神奈川県	一四六、六八六	二、一六四、六七四	二六八	五八〇、一三三
山梨県	一八、七二〇	四五二、一六四	一七五	七九、二二九

新長岐静愛三富石福滋京大兵奈和島島岡廣山徳香愛  
 歌

新潟野阜岡知重山川井賀都阪庫良山取根山島口島川媛

新潟	一一、四二四	四四七、七一三	一四三	六四、〇二三
野阜	一三八	六五六	一〇二	六七
岡知	二七、七九八	八八七、七五四	一五五	一三七、六〇二
重山	八一、六五一	一、三七六、三〇三	二〇三	二七九、三九〇
川井	一八三、〇三九	五、〇一四、〇二二	二二〇	一、一〇三、〇八五
賀都	四〇、一九四	一、二八三、〇六六	一二六	一六一、六六六
都阪	二二、〇八六	七六二、三八四	一六四	一二五、〇三一
庫良	二五、七〇八	五八三、二四八	一八四	一〇七、三一八
山取	八一	二、七四二	一一一	三三二
根山	四五七	六、五五一	一三五	八八四
山島	三七三、二六五	七、五六八、三七七	二六〇	一、九六七、七七八
島口	一九六、五六四	五、五七一、三八二	二二〇	一、二二五、七〇四
徳香	一四〇	四、三六四	一一三	四九三
廣山	三〇、三六五	五四四、七九一	一九七	一〇七、三二四
山島	五四	九一三	一〇〇	一〇〇
山島	一〇	一六三	九三	一五
山島	二六、三〇五	六二八、七二八	一八〇	一一三、一七一
山島	一〇二、四七六	二、一二四、五七二	一一六	四五八、九〇八
山島	二二、二六七	四一三、九六七	一八五	七六、五八四
山島	一八、六一二	四五九、〇六二	一五五	七一、一五五
山島	一六、四四八	四三六、〇〇五	一五八	六八、八八九
山島	二九、〇二〇	九〇五、二二四	一二二	一一〇、四三七

高知	福岡	佐賀	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	合計
一二、七八九	五四、九二二	九六七	三二、六七二	一四、四五六	四、五一〇	一〇、五〇二	二、四五五、八一〇
四〇五、五四四	九五八、八三九	三七、九八九	五七〇、七二一	二六七、七五六	五七、六四二	一一九、七九九	五三、三一九、六四八
一六五	二二二	一一八	一六八	一一七	一一四	一七九	一六〇
六六、九一五	二〇三、二七四	四、八六三	九五、八八一	三一、三二七	六、五七一	二一、四四四	一一九、二九二
一一、六五二	〇七九	〇七九	〇七九	〇七九	〇七九	〇七九	〇七九

ハ、地方別用途別被害額の算定

(1) 建築物の用途別分類

家屋税法及家屋臺帳法に於ける用途別分類は住家、店舗、工場、倉庫及其他の五種で算定の途次に於ては此の分類により行つたが、最後に於ては所蔵家具家財被害額算定の必要上から店舗の中の併用店舗を住家に加へて、住居、商業、工場、倉庫及其他の五種にした。

(2) 用途別被害額の算定

先づ當時の建築事情より昭和十九年一月以降終戦時に至る戦災なきを假定した場合の用途別床面積及賃貸価格の増加量を推定し、これに昭和十九年一月現在用途別床面積及賃貸価格を加へ終戦時現在の用途別假定床面積及賃貸価格を求め、次にこれと大蔵省主税局集計による終戦時現在の用途別床面積及賃貸価格との差引額(即ち減少量)を求めた。而してこの差引額中には戦災以外の事由による減少量をも含んで居る。此の戦災以外の減少は主として

疎開によるものであり、その他火災自然減耗及風水害がある。この減少量は工場を一%とし、倉庫を零とし、残りの住家店舗及其他は昭和十九年の比率に従つて減少したものとし、更に東海北陸地方の震災の工場被害を調査し(内務省警保局)之を考慮に入れ推計した。かくて以上により求められた戦災以外の減少床面積及賃貸価格を先に求めた差引用途別床面積及賃貸価格より夫々差引き、戦災建築物の床面積及賃貸価格を求めた。店舗及住家中には併用店舗を含むが昭和十八年一月一日の家屋統計にはその床面積及賃貸価格がある故併用店舗の比率を求め、専用住宅と併用住宅と分離した。尙一部の地方は昭和十六年厚生省の住宅調査の結果を用ひた。

最後にロより求められた地方別賃貸価格と被害額との比を夫々地方別用途別賃貸価格にかけて地方別用途別被害額を算定した。此の結果は次表の通りである。

一般私有建築物被害内譯(地方別用途別)

地方別	建築物種類別	被害床面積(千坪)	被害額(千円)
北	住居建築物	七九	八、八二九
	商業建築物	二二	二、四四二
海	工場	六〇	八、三三六
	倉庫	四七	一三、〇六四
道	其他	二	八九六
	計	二八	二、九一三
東	住居建築物	二三七	三六、四八〇
	商業建築物	四〇三	四三、〇八七
東	住居建築物	一一〇	一五、六七一
	商業建築物	一一〇	一四、八七九
併専用		二六一	三七、六〇九

九	國	四	國	中	幾	近
工商住 場業居 " " 建 " " 築 " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物
併專 用用	併專 用用	併專 用用	併專 用用	併專 用用	併專 用用	併專 用用
六四二 五二〇 二六一 一、二五〇	二、二〇六 五五 四五 一六二 一五三 七八〇	三、一六八 九三 六三 一九三 四五 七九六	一、五七二 七九六 四五一 一九三 六三 九三	一四、二八一 一九一 六一三 二、九一七 八七五 三、二七五	六、四一〇 八七五 二、九一七 六一三 一九一 四、二八一	一、三三三 九〇〇 四九四 五五六 一五四 七一、四九〇
、二〇〇、一一三	三一七、三九六	六四八、七七八	一九、八四三 八、九四〇 二五、〇九二 一四八、七六一	一、三三三、七〇二 九〇〇、三五二 四九四、二二五 五五六、七〇五 一五四、三五九 七一、四九〇	一、三三三、七〇二 九〇〇、三五二 四九四、二二五 五五六、七〇五 一五四、三五九 七一、四九〇	一、三三三、七〇二 九〇〇、三五二 四九四、二二五 五五六、七〇五 一五四、三五九 七一、四九〇

陸北海東	越信東關	都京東	北
計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉工商住 他庫場業居 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物	計其倉 他庫 " " " " 建 " " " " 築 " " " " 物
併專 用用	併專 用用	併專 用用	併專 用用
九、三二四 一八〇 二〇五 一、四二二 一、八六一 一、三〇八	四、六三九 一〇八 一六五 一、五二一 三三二 四〇一	一五、七二〇 二二一 二九一 三、〇一二 二、三九九 八、三四五	九二四 一七 二二三
一、八〇六、七七四	九三五、六〇一	四、八八八、八九六 七七、六二一	一、一〇九 二、三一四 一、一五、六六九

國	全		州	計	
	住居建築物	工商業		倉庫	其他
總計	二五、五〇一	六、七五〇	八四	六四	一一、九三七
共他	九、一七七	一、四九一	二、八二一	二、八二一	一五、八三一
倉庫	九四七	九四七			四九二、六五二
工商業	二、七三二	二、七三二			五、一七八、八五七
住居建築物	一、八一八	三、一七二			二、三一九、二九二
其他	三、一七二	二、八一八			二、七三二、三一五
計	五三、三二〇	五三、三二〇			一一、六五二、〇七九

(2) 慈善團體關係建築物

厚生省に於て各地方に照會を發して得た「被害面積」を基礎とし公有の(二)の方法により「被害額」を算出した。尙取得價格は坪當平均一五五圓(昭和五年現在價格)と推定した。

被害面積 四一、一四九坪  
被害額 一二、三八六千圓

(3) 日本赤十字社關係建築物

日本赤十字本社より照會を發して得た同社關係建築物の「被害面積」を基礎とし公有の(二)の方法準に「被害額」を算出した。但し取得年次及取得價格及耐久年數は左の如く推定す。

赤十字病院建築物 取得年次 取得價格(坪當平均) 耐久年數  
 診療所 " 昭和二年 三五七圓 六〇年  
 昭和一七年 四七〇圓 三〇年

日本赤十字社支部 昭和二年 一五〇圓 三〇年  
 これによる被害額は左の如くである。

被害面積(坪) 被害額(千円)  
 赤十字病院建築物 三〇、六四二 二〇、七四五  
 診療所 " 二、五五六 一、六九七  
 日本赤十字社支部 五、一九四 一、〇八〇  
 合計 三八、三九二 二三、五三二

以上經濟安定本部關係の合計は左の如くである。

被害面積(坪) 被害額(千円)  
 一般私有建築物 五三、五五六、五二八 一一、六五二、〇七九  
 慈善團體關係 " 四一、一四九 一一、三八六  
 日本赤十字社關係 " 三八、三九二 二三、五三二  
 合計 五三、六三六、〇六九 一一、六八七、九八七

(二) 文部省關係

(1) 私立諸學校研究所、圖書館、博物館(文部省調査局統計課纏)

評價は官有諸學校の場合と同方法により行つた。

區分	被害面積(坪)	被害額(千円)
大學、高等、專門學校	一二五、四四〇	六五、四八〇

中等學校	1,033,356	1,061,512
高等學校	1,721,531	900,061
研究所	5,314	2,774
圖書館	1,271	663
博物館	870	454
合計	4,555	2,388
合計	5,092,237	2,658,222

(2) 神社、寺院、教會(文部省調査局統計課)

神社、寺院、教會に分け夫々の「震災面積」に「建物坪當平均價額」を乗じこれを合計して算出した。「建物坪當平均價格」の算定については、神社は「震災官有財産評價基準」に總檜造りの條件を加味して行ひ、寺院は更に他の建築上の條件を加味した。教會は學校建物に建築上の條件を加味して決定した。

	震災施設數	震災面積(坪)	建物坪當平均價額(円)	被害額(千円)
神社	1,374	82,440	1,200	98,928
道	2,540	155,892	900	140,303
教會	4,609	636,470	1,500	954,705
寺院	446	49,788	900	44,809
キリスト教會	8,969	923,990	1,238	1,138,745
計				

以上文部省關係の合計は左の如くである。

學校研究所等 數(量(坪)) 被害額(千円)  
 五〇九、二三七 二六五、八三二

神社寺院等 九二三、九九〇 一、二三八、七四五  
 合計 一、四三三、二二七 一、五〇四、五六七

(三)

農林省關係(農林省統計調査局總務課) 農業用倉庫の被害につき全國農業會調査部より各地方に照合して得た數字を合計して被害坪數及被害總額を求めた。

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟
倉庫建物	三	四	一	一	一	二	六	三	一	一	一	二	三	三
被害件數	八六五	一九五	二二五	一一二	四二	三二六	五三一	九二七	一、八五八	二二五	四七六	二九〇	四五六	四五六
被害坪數(坪)	二五	八	一	一	二	一四	二二	三三	七六	一〇	二〇	一六	一九	一九
建物被害額(千円)	二五	八	一	一	二	一四	二二	三三	七六	一〇	二〇	一六	一九	一九

建築物	官有		公有		私有		合計	
	數量(坪)	被害額(千円)	數量(坪)	被害額(千円)	數量(坪)	被害額(千円)	數量(坪)	被害額(千円)
總理廳	五、三八	二、六七六	二〇、六五〇	三、五八			二〇、六五〇	三、五八
戰災復興院			四四、七〇五	一七、〇三三			四四、七〇五	一七、〇三三
經濟安定本部			二、〇五	一、四五			二、〇五	一、四五
内務省	二、五二六	四、〇六					二、五二六	四、〇六
外務省	二、一五二	四、〇八四					二、一五二	四、〇八四
大藏省	三、三〇五	八八、四六八					三、三〇五	八八、四六八
司法部	六、六八九	一〇、七五三					六、六八九	一〇、七五三
文部省	四〇、二九九	二二、〇三四	二、〇六	一、〇六	一、四三三	一、五〇四	三、八八七	二、七九〇

以上官公私有建築物の總合計は左の如くである。

高知	一三	二六〇	一一	
福岡				
佐賀				
長崎				
熊本				
大分				
宮崎				
鹿児島				
合計	二九六	一八、一一九	七四三	

富山	六	一、〇四九	四三	
石川				
福井				
山梨				
長野				
岐阜				
静岡	一一	六二六	二六	
愛知	五	一、〇八〇	四四	
三重	一	五四六	二二	
滋賀				
京都	一			
大阪	一三	七二三	二九	
兵庫	一	四		
奈良				
和歌山				
鳥取				
島根				
岡山	四	二九二	一一	
広島				
山口				
徳島				
香川				
愛媛	二	八五七	三五	

